

安全データシート (S D S)

作成日：令和2年 10月 16日

1. 化学品及び会社情報

製品名 特殊鋼鋼材[Pb 添加]
会社名 株式会社堀田ハガネ
住所 大阪府堺市西区築港新町3丁19-2
担当部門 QMグループ
連絡先 電話：072-244-0011 FAX：072-244-0330

2. 危険有害性の要約

製品は一般的な環境下では危険有毒性に関する有用な情報はない。
ただし、溶接、研磨等の加工により、ヒュームや粉塵が生じる場合には注意が必要となる。
また、製品に含まれる元素成分については、下記の危険有毒性情報がある。
※危険有毒性情報の括弧内にGHSで定められた危険有毒性情報コード(Hコード)を示す。

◇GHS分類：

物理化学的危険性 分類できない

<健康に対する有害性>

有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報
皮膚腐食性／刺激性	区分 2	皮膚刺激 (H315)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2	眼への刺激性 (H319)
呼吸器感作性	区分 1	吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
皮膚感作性	区分 1、1A	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ (H317)
生殖細胞変異原性	区分 2	遺伝性疾患のおそれの疑い (H341)
発がん性	区分 2	発がんのおそれの疑い (H351)
生殖毒性	区分 1B	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1	呼吸器、消火器、腎臓の障害 (H370)
	区分 2	(全身毒性) 臓器の障害のおそれ (H371)
	区分 3	(気道刺激性) 呼吸器への刺激のおそれ (H335)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1	長期にわたる、又は反復暴露による呼吸器、神経系、血管系、甲状腺、血液系の障害 (H372)

<環境に対する有害性>

有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報
水生環境有害性 (長期)	区分 4	長期継続的影響によって水生生物に有害のおそれ (H413)

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報及び注意書き

<安全対策>

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙しないこと。
- ・屋外又は換気のよい場所でだけ使用すること。
- ・汚染された作業着は作業場から出さないこと。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋を着用すること。
- ・換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

<応急処置>

- ・皮膚に付着した場合、多量の水と石けんで洗うこと。
- ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して、容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けこと。
- ・暴露又は暴露の懸念がある場合、医師の診断／手当を受けること。
- ・気分が悪いときは医師の診断/手当を受けること。
- ・皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断/手当を受けること。
- ・目の刺激が続く場合、医師の診断/手当を受けること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡すること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

<廃棄>

- ・内容物／容器を、国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成、成分情報

◇化学物質/混合物の区分： 混合物（鉄を主成分とした合金）

◇主な成分：

成 分	濃度 [%] 1)	CAS 番号	PRTR 法種別 政令番号	労働安全衛生法 政令番号
炭素[C]	2.0 以下	7440-44-0	-	-
ケイ素[Si]	3.0 以下	7440-21-3	-	-
マンガン[Mn]*2	3.0 以下	7439-96-5	1種 412	550
ニッケル[Ni]*2	5.0 以下	7440-02-0	1種 308	418
クロム[Cr]*2	20.0 以下	7440-47-3	1種 87	142
モリブデン[Mo]*2	6.0 以下	7439-98-7	1種 453	603
銅[Cu]*2	0.5 以下	7440-50-8	-	379
ニオブ[Nb]	0.1 以下	7440-03-1	-	-
アルミニウム[Al]	2.0 以下	7429-90-5	-	37
タングステン[W]*2	0.5 以下	7440-33-7	-	337
リン[P]	0.1 以下	7723-14-0	-	-
硫黄[S]	0.2 以下	7704-34-9	-	-
バナジウム[V]	2.0 以下	7440-62-2	-	-
鉛[Pb]				
鉄[Fe]	残量	7439-89-6	-	-

注 1) 成分の含有量は、上表の範囲において、規格の種類で異なる。

2) 労働安全衛生法の通知対象物質

4. 応急措置

- 鋼材の加工等により発した粉塵/ヒュームを吸入した場合や飲み込んだ場合、また、粉塵/ヒュームが皮膚に付着した場合は、下記に示す応急処置の後、必要に応じて医師の診断又は手当てを受けること。
- ◇吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
◇皮膚に付着した場合 : 速やかに多量の水と石鹼で洗う。
◇眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。
◇飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄する。
◇その他 : 鋼材切断端面及び切削屑等で皮膚を傷つけた場合は、傷口の清潔を保つ。アーク等により火傷した場合は、患部を冷やし、必要に応じて医師の診断を受ける

5. 火災時の措置

製品は不燃性（固体）の状態であり、周辺の火災時にも消化器・水による消火を行っても問題ない。ただし、加工等により微粉末の発生が想定される場合、以下の処置を行うこと。
消火方法は金属火災用粉末消火器を使用。ない場合は乾燥砂でも可。
水をかけてはならない。水蒸気爆発の危険性がある。
但し、まだ燃えてないところに水をかけて周囲の温度を下げるることは問題ない。
消火剤・・金属火災用消火器、乾燥砂

6. 漏出時の措置

一般的な環境下では漏出することはないが、加工等により発した粉塵/ヒューム/切削屑は 下記に示す措置を実施すること。

- ◇人体に対する注意事項：適切な保護具を使用して、粉塵/ヒューム/切削屑の吸入や眼への侵入を防ぐこと。
◇保護具及び緊急時措置：箇条 8（暴露防止及び保護措置）の保護具を参照のこと。
◇環境に対する注意事項：加工により発した粉塵/ヒューム/切削屑は速やかに回収し漏出を防止すること。
◇封じ込め及び浄化の方法及び機材：速やかに回収し漏出を防止すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

<技術的対策>

- ・本製品を加熱、溶融、研磨等の加工を行い粉塵・ヒューム等の金属及び金属化合物が生じる場合は、成分元素に関わる暴露限界以上の粉塵/ヒューム等の影響を受けないように、衣類や顔面等の適切な保護や換気措置をすること。（例えば、成分元素のMn化合物ヒュームは吸入、経口吸入による急性及び慢性中毒が認められるためである。）なお、暴露限界値については箇条8（暴露防止及び保護装置）を参照のこと。

<安全取扱注意事項>

- ・粉塵・ヒューム等の収集物については、その形態に応じた危険・有毒性を確認のこと。
(例えば、粉体状になっている場合、燃焼・爆発性を有する場合があること、粉塵等に労働者の身体が暴露される場合、発がんのおそれがあること 等)
- ・本製品を酸洗、脱スケール等の処理を行い金属が溶解する場合は溶融物質に接触、吸引等をしないように対応すること。
- ・不必要的水漏れ・酸との接触、高温多湿の環境を避けること。
- ・コイル製品の場合には結束フープ(バンド)の切除時に、コイル端部が跳ね上がる可能性があるため安全に留意すること。

<安全な保管条件>

- ・不必要的水漏れ、酸、アルカリもしくはそれらを含んだ物質との接触を避けること。
- ・急激な温度変化や高温多湿の環境を避けて保管すること。

8. 暴露防止及び保護措置

製品は、通常の状態では個体であり、暴露防止や保護装置に関する有用な情報はない。

ただし、溶接・研磨・切断や研磨等の加工の実施により、粉塵、ヒューム、切削屑などが発生する場合、局所換気対策を実施するなどして適切な作業環境を確保すると同時に、適切な呼吸用保護具、保護手袋、保護眼鏡、保護衣、安全靴などの保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観	特殊鋼鋼材(個体)
色	黒灰色又は銀白色
臭い	金属臭
融点	1450～1535°C
可燃性	着火しない
溶解度	データ無し
蒸気圧	データ無し
密度	7.64～8.06g/cm³

10. 安定性及び反応性

化学的安定性：一般環境下では安定している。微粉状態で火気に投入すると、激しく燃焼する。

危険有害反応可能性：水や酸等の化学物質と接触すると酸欠、有害ガス発生の原因となる可能性がある。

避けるべき条件：高湿、混触危険物質との接触を避ける。

混触危険物質：酸化性物質など。

危険有害な分解生成物：溶断、溶接などの加工時に発生するヒューム中に金属化合物が含まれる可能性がある。

11. 有害性情報

前記「2. 有害性の要約」を参照のこと。

12. 環境影響情報

前記「2. 有害性の要約」を参照のこと。

13. 廃棄上の注意

◇残余廃棄物：

産業廃棄物に関する法律、都道府県または市町村が定める関連条例の規則に従い、環境に配慮した適切な方法で処分すること。

◇汚染容器及び包装：包装材等に汚染物質が付着している場合、残余廃棄物と同様に、産業廃棄物に関する法律、都道府県又は市町村が定める関連条例の規則に従い、環境に配慮した適切な方法で処分すること。

14. 輸送上の注意

輸送に関する国際規制対象物質に該当しない。

重量物である場合には、転倒、転がり、荷崩れ等のないようにする。

15. 適用法令

◇労働安全衛生法 第57条の2第1項(通知対象物質)

◇化学物質排出把握管理促進法 第一種指定化学物質

◇消防法：微粉鉄の場合は可燃性固体(危険物第2類)に該当

16. その他の情報

記載内容以外の特殊な取り扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、加工願います。

本データシートは日本産業規格Z7253:2019「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」(以下「JIS」という)に準じて作成されており、用語の定義はJISに従っています。

本データシートは、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、作成時点で弊社の有する情報を取扱事業者にご提供するものです。取扱業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実体に応じた適切な処置を講ずることが必要です。

従って、本データシートは、製品の安全を保証するものではなく、本データシートに記載されていない弊社が知見を有さない危険性がある可能性があります。